

地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(2) - 輪島で今何が起きているのか?(5) -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大友, 信秀, OTOMO, Nobuhide メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00068967

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(2) — 輪島で今何が起きているのか？(5) —

The Dark Side of the Wajima Local Market revealed by the Regional Collective Trademark (2)
- Wajima, a Pandemonium District (5) -

大友 信 秀

7. 現実効支配者¹の特許庁への対応

(1) 地域団体商標から通常の商標登録出願への変更

輪島市商工会議所が出願人となって出願された「輪島朝市」の地域団体商標登録出願²は、特許庁審査官から拒絶理由通知³を受けた。同通知は、拒絶理由として、商標法第3条1項柱書（使用についての疑義）及び第7条の2第1項（地域団体商標登録）の要件を具備していないことを列挙した。

出願人は、上記拒絶理由に対応するため、出願を地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願に変更することを選択した⁴。これにより、同出願人の出願は、通常の商標登録出願となった⁵。

1 本稿で紹介している輪島市商工会議所が出願人となっている出願が、実質的には、輪島市朝市組合の現在の実効支配者によって担われていることについては、前稿（地域団体商標が暴いた輪島朝市の闇(1) - 輪島で今何が起きているのか(1) - 金沢法学64巻2号(2022年3月)) 55-74頁) 60-61頁参照。

2 商願2021-125627。

3 令和4年6月1日起案。

4 商願2021-125627に対する令和4年6月1日起案の拒絶理由への意見書（令和4年7月12日提出）「2. 理由2について」参照。

5 商願2022-080785。

(2) 変更された出願への拒絶理由

上記の通り通常の商標登録出願へと変更された輪島市商工会議所による「輪島朝市」の商標出願に対して、商標法第3条第1項第3号（品質等表示）に該当することを理由とする拒絶理由が通知された⁶。

拒絶理由は、次のように具体的に該当性を説明している。

「この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」という。）は、「石川県輪島市」を表す「輪島」の文字と、「朝ひらく野菜・魚などの市」を意味する「朝市」の文字とを一連に「輪島朝市」と標準文字（普通に用いられる方法）で表してなるものであり、構成全体より「石川県輪島市の朝ひらく市」ほどの意味合いを容易に認識させるものです。

そうとすれば、本願商標をこの商標登録出願に係る指定商品及び指定役務に使用しても、これに接する取引者・需要者は、「石川県輪島市の朝市で販売される商品」及び「石川県輪島市の朝市において提供される役務（サービス）」であることを認識するにすぎず、単に商品の販売地・品質及び役務の提供の場所・質を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものと認めます。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第3条第1項第3号に該当します。

<参考>（広辞苑第七版）

「輪島」

「石川県北部の市。能登半島の北岸にあり、海運・漁業の要地。漆器の製造が盛ん。また観光地。人口2万7千。」

「朝市」

「朝ひらく野菜・魚などの市。」⁷

商標法7条の2が定める地域団体商標制度は、まさにこのような地域名と

6 令和4年9月1日起案。

7 同上。

普通名称の組み合わせに対して例外的に商標登録を認めた制度であり、自ら、地域団体商標ではなく通常の商標登録出願に切り替えることは、この例外規定の適用外に出ることを意味し、自ら商標登録の可能性を投げ出してしまうことを意味する。

8. 現実効支配者による新たな出費

上記の通り、輪島市朝市組合の現実効支配者は、地域団体商標の商標登録出願を通常の商標出願に変更した。これにより、商標取得の可能性が完全に潰えた。

しかしながら、現実効支配者は、このような変更後の出願に対して、新たな費用が発生するにもかかわらず、このような選択をした。

9. 現実効支配者をなぜ、適法な代表と呼べないのか

(1) 輪島市朝市組合総会における理事の承認保留決議

輪島市朝市組合の通常総会が令和3年4月6日に行われた。その際、総会において理事全員の承認を保留することが議長により認められたため、これ以後、輪島市朝市には理事、したがって理事長も存在しないこととなった。

その後、理事及び組合長を適法に選任するための定款に基づく手続き、もしくは総会による組合員による新たな手続きは行われていない。

(2) 適法な権限を持たない理事らにより開催された令和4年の総会

上記の通り、輪島市朝市組合には、令和3年4月6日以降、理事及び理事長が存在しなくなったにもかかわらず、理事会の議決がなければ開催できない⁸はずの令和4年度の通常総会が開催され、適法な理事会及び総会が存在

8 輪島市朝市組合定款第28条2項「通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、組合長が招集する。」。

しないと選任し得ない理事⁹が、選任されたものとして、輪島市朝市組合を法的根拠なく実効支配している。

(3) 理事承認保留解除を諮ろうとする不可思議な文書

上記、令和3年4月6日開催の輪島市朝市組合総会の後、輪島市朝市組合組合長、副組合長、組合員を名乗る3名による令和3年5月5日付け書面が作成されている。同書面は、理事の承認保留を組合長権限で解除したので、このことを輪島市朝市組合の総会決議とするため、「あらためて、定款32条の規定にのっとり、総会出席者の過半数以上の承認を賜りたく、よろしく願います。」との内容になっており、令和3年5月10日には63名分の署名（何の署名かは不明）が集まったことを示す組合長を名乗る者の署名もなされた。

ちなみに、輪島市朝市組合定款第32条は、「総会の議事は、総組合員の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。」と定めている。総会終了後に当該総会出席者の過半数から何らかの同意を集めても、この規定を満たすことはないこと、及び組合長権限で総会の議決を覆すことができるとする定款規定はないため、現在でも、理事が存在しないこととなる。

なお、本文書は、さらに重要なことを明らかにしている。それは、冒頭に記載された「4月11日付けの議事録および議事録の補足（回覧済み）の通り、第3号議案の後、緊急議案が出て、成立・可決され、保留となった懸案事項が解決したとして、組合長権限により、保留を解除させていただきました。」との部分である。

これによれば、この書面の作成者は、総会の決議事項について、勝手にその内容を変更し、これを組合長権限で行ったと明かしているのである。そして、組合長権限ということでは不安になったのか、輪島市朝市組合の定款第

9 輪島市朝市組合定款第23条「役員は、総会において組合員歴3年以上で理事会が推薦する組合員をもって選挙する。」。

32条を持ち出しているのである。しかし、このような行為によって、総会議決を変更することはできず、かえって、総会議決を勝手に修正したという事実を自ら明かすこととなってしまった¹⁰。

(4) 現実効支配者による法廷での被告尋問での証言

上記令和3年5月5日付け文書作成者であり、組合長を名乗る人物は、自身が被告となった民事裁判における被告尋問の証言において、上記文書のような組合長権限が存在しないことを認めている¹¹。

10. 地元地方新聞による不可思議な報道

石川県の地方紙である北國新聞は、その記者が組合長を名乗る上記人物に対して行われた被告本人尋問を傍聴し、したがって、同人物が組合長を名乗る権限がないことを法廷において確認しているにもかかわらず、その後も同人物を組合長とする報道を繰り返している¹²。

(未完)

10 一連の経緯を北陸中日新聞（令和3年5月23日）は、「計二十五人の理事のうち多数が欠席する事態に、昨年九月の理事選挙結果の承認には組合員から待ったがかかった。後日、選挙が正当な手続きで実施されたことを確認し、総会出席者の半数以上の署名を集めて組合長が承認したことで決着する一幕もあった。」と報道している。

11 金沢地方裁判所輪島支部令和3年(ワ)第16号本人尋問調書（令和4年7月7日午後1時30分）19頁「原告代理人：何か総会で保留になった事項を組合長としての権限で解除できるっていう規定が定款にあるんですか。」「被告：いいえ、ないと思います。」「原告代理人：どうしてあなたはその権限で解除したんですか。」「被告：分かりません。」

12 北國新聞令和4年12月30日20面石川北「富水長毅組合長は…と話した。」、同令和5年1月5日石川北「富水長毅組合長は…と話した。」、同令和5年1月21日石川北「…朝市組合の富水長毅組合長…も…と期待する。」。なお、北國新聞令和5年1月5日13面には、「輪島市朝市組合 組合長富水長毅 輪島市河井町1部115番地 TEL (0768) 22-7653 <https://asaichi.info>」の広告が掲載されている。